

## 2021年1月7日発出 緊急事態宣言に関する対応について

平素より当施設をご愛顧頂き誠に有難うございます。

1月7日(木)、政府より東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を対象とした特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

現時点で運動施設に対しては時短営業(~20:00)の「働きかけ」はございますが、休業要請は出ていないため通常通りの営業をさせて頂く判断を致しました。

今後の対応につきましては、政府や各自治体からの発表に基づき、変更・決定しホームページ等にてご案内いたします。

今後も政府ならびに地方自治体からの指導に倣い感染防止対策を実施の上、運営してまいります。そのうえではご利用者皆様のご理解・ご協力が必要不可欠でございます。引き続きご協力頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

2021年1月8日  
代表 鈴木 賢一